

後期高齢者医療保険料軽減特例措置の継続を求める意見書

政府は、後期高齢者医療制度の保険料軽減措置を廃止しようとしている。政府の社会保障制度改革推進本部の医療保険制度改革骨子において、「後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）については、段階的に縮小する。平成29年度から原則的に本則に戻す」とされた。

この保険料軽減特例措置は、08年に後期高齢者医療制度が導入されて以来、低所得の被保険者の保険料負担軽減策として大きな役割を果たしてきた。

この軽減策の対象者は昨年度全国で856万人。本市では平成26年度、均等割9割軽減該当者は24.9%、4,570人、8.5割軽減該当者は13.1%、2,406人。所得割軽減該当者は8.5%、1,559人となっている。本市では、被保険者全体の46.5%が特例措置で減額されている。この制度が廃止されれば、保険料が9割減額の人で3倍、8.5割減額の人で2倍、元被扶養者では10倍になる人も出る。

消費税増税、アベノミクスによる生活必需品の高騰、年金の削減など市内高齢者の生活は大変厳しくなっている。後期高齢者医療保険料は、2年ごとの改定のたびに引き上げられており、さらに、軽減特例措置が廃止されれば、対象となる低所得の被保険者に深刻な影響を及ぼすことは明らかである。

よって、本市議会は、政府及び東京都後期高齢者医療広域連合に対し、特例措置を廃止することなく、低所得者対策として現行の後期高齢者医療保険料の軽減策を引き続き継続することを求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年12月21日

三鷹市議会議長 後藤 貴光